

令和5年第3回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和5年3月3日（金曜日） 14時00分～16時25分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 3番 山田 美之 4番 河野 周一 5番 吉良
勝彦 6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 享宏 11番 竹中 裕子
13番 塩月 吉伸 14番 三又 勝弘 16番 田原 俊秀 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯5区 笠村 由喜 佐伯9区 岩田 隆生
弥生1区 荒木 廣樹 弥生3区 藤原 安政 本匠1区 矢野 正人 蒲江3区 飛高
聖悟

欠席委員： 9番 小野 隆壽 10番 小野 美智子 12番 高畠 千恵美

事務局： 事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁
事務員 児玉 真輝

農政課： 課長補佐兼総括主幹 首藤 和秀 事務員 木本 匠

議事日程

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

④佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

⑤非農地証明願について

⑥佐伯市農業委員会が定める下限面積（別段面積）の廃止について

⑦令和4年度農地利用最適化交付金改正に伴う佐伯市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について

(事務局)

先月の大分県知事許可案件につきましては、令和5年2月7日付で5件、2月8日付けで1件、となっておりますので報告します。それでは会長御挨拶のほうをお願いします。

(会長)

はい。

皆さんこんにちは。

第3回の農業委員会開催いたしましたところ、非常に年度末で大変お忙しい中多くの皆さんの御出席をいただき、開催出来たことは大変ありがたいと思っております。

それからですねちょっと報告なんですけども報告というか、皆さんの手元に、ありますけどもこの6期で農業委員会だよりも、5号か出ることになりました。

やっとは3月を発行するということでもあります。

皆さんの御手元に3部なんか入っているようでございますので、お近くの皆さんにまた配布していただければというふうに思っております。

この発行に当たりまして、広報委員の皆様方には大変、御苦労をおかけして、まして大変、私としては、ありがたいと思っておるところでございます。

そしてまたこの中身を見ますと、また、7期になっても、今度6号からですかね、発行すると、広報委員さんの皆さんまだ引き続いてやってくれるという、意欲をお聞きしまして大変ありがたいなというふうに思っておるところでございます。

今日はですね議案が、この農地法を3条のところ、皆さんに非常に重要な案件がありますので、慎重な審議をお願いしたいなというふうに思っております。

それから、特に今日はですね、このその他のところで、農業委員会が定める下限面積の廃止についてという、議案もあるようでございます。

この辺とそれから、7番目の農地利用最適化交付金改正に伴う、佐伯市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針と、こういった重要な、案件もございまして慎重審議をお願いする。

したいと思います。

簡単なんですけども、開会に当たりましての挨拶をさせていただきますどうぞよろしくをお願いします。

(事務局)

はい農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので会長は会長に議事の進行のほうをよろしくをお願いします。

(会長)

はい。

それではですね。

まず本日の議事録署名人を指名します。

議事録の署名を、13番、塩月吉伸委員、14番、三又勝弘委員にお願いします。

それでは議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

それでは議案書の2ページをお開きください。

本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明します。

農地法第3条件数は10件、田が、4784平方メートル畑が6135平方メートル合計1万919平方メートル。

農地法第4条件数は7件。

田が1254平方メートル、畑が1460平方メートル、合計2714平方メートル。

農地法第5条件数は1件、田はありません。

畑が1440平方メートル、合計で1440平方メートル。

総数の合計件数が18件。

合計面積が、田が6038平方メートル、畑が9035平方メートル。

総合計面積が1万5073平方メートル以上を提案いたします。

審議のほどお願いします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようでございますので、議事に入らせていただきます。

それでは議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

それでは3ページの1番から事務局の説明をお願いします。

なお、本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より、推進委員の意見も、欠席のところはですね、推進委員の意見もあわせてお願いしたいと思います。

(事務局)

はい。

申請地の地位置につきましては、配付していますか案内図と住宅地図を御参照ください。

土地の表示、申請人耕作面積は、議案書のとおりです。

3条の1について説明いたします。

住宅地図の冊子1ページを御覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は、果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は68.24アールとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1アール以上となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

担当の推進員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

(会長)

はい、事務局からの説明、そしてまた、担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

意見、異議なしと失礼しました、ちょっと私も、はい。

特に意見がないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは三条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、ありがとうございます。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の2番についてです。

それでは事務局の説明の後、飛高推進委員さんからの意見もお願いします。

(事務局)

はい、3条の2について説明いたします。

住宅地図の冊子2ページを御覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は、野菜や花木を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は6.82アールとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1アール以上となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい、それでは続きまして飛高推進委員さんお願いします。

(飛高推進委員)

問題はないと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

事務局からの説明そしてまた、担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは、3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、3条の3番について、事務局の説明の後、藤原推進委員さんからの意見ををお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子3ページを御覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や飼料作物、野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は、米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は180.19アールとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1アール以上となります。

今後引き続き農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして藤原推進委員さんをお願いします。

(藤原推進委員)

はい。

藤原です。

当時は、もうこれが20何年か30何年。

つくっておって、過去に問題が起きたことはありません。

問題ありません。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題ないとの意見がございました。

それでは3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたし、はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の4番について、事務局の説明の後、飛高推進委員さん、をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 2 ページを御覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の 2 人で行うとのこと。

農地取得後は、野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 6.15 アールとなり、農用地区域外農地の下限面積 0.1 アール以上となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして飛高推進委員さんお願いします。

(飛高推進委員)

譲受人の住所は豊後大野市となっておりますが、佐伯市の場合は、通作距離、時間については、隣接市町村は許可対象となっております。

問題はないと思います。

なお、竹の浦河内に住宅を購入しております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは 3 条の 4 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 4 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、3 条の 5 番についてです。

本日、担当推進委員欠席のため事務局より推進委員の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい、住宅地図の冊子 4 ページを御覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地及び農地です。

譲受人は自己所有地で、花木や果樹を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と母、祖母の3人で行うとのこと。

農地取得後は、引き続き花木や果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は39.12アールとなり、蒲江地域の下限面積20アール以上となります。

今後、引き続き農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局からの説明は以上です。

担当の推進員さんより、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そしてまた担当推進員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の6番について、事務局の説明の後、荒木推進員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

はい、住宅地図の冊子7ページを御覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培、譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻、母の3人で行うとのこと。

農地取得後は、野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は7.23アールとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1アール以上となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、荒木委員さんお願いします。

(荒木推進委員)

特に問題はないと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。それでは、3条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして関連がありますので、3条の7番8番について一括して審議いたします。

事務局の説明の後、松本推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

はい、住宅地図の冊子8ページを御覧ください。

関連がありますので、3条の7番8番を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で営農型太陽光発電でキクラゲやマイタケを栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農地取得後は、営農型太陽光発電でマイタケを栽培する計画です。

譲受人は広島県東広島市、鹿児島県曾於市でも営農しています。

各圃場には圃場を維持管理する農業者を配置しており、今後、本市農地についても、雇用する計画としております。

農地取得後の耕作面積は88.03アールとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1アール以上となります。

譲受人は農地所有適格法人であり、農林水産大臣から、県をまたぐ広域認定農業者に認定されています。

今回の営農型太陽光発電でのマイタケの栽培方法は、原木の伏せ込み栽培となります。

地面に設置した太陽光パネルの下に、深さ30センチ、横幅80センチほどの溝を掘り、菌を繁殖させた20センチほどの原木を溝の中に、2列に並べ、土をかぶせた上に、ブドウの葉を敷きます。

マイタケの収穫時期は10月下旬から11月頃となります。

収穫量の多い年、少ない年はありますが、一本の原木には、4年間でトータル4キロ収穫できる生産能力があるそうです。

原木は4年周期でふせ変え作業を行いながら、マイタケの栽培を行っていきます。

今まで佐伯市で事例のない、営農型の体系ですので、ちょっと皆さんにイメージしてもらうために、説明をしたいと思います。

まずこの写真が、太陽光パネルの下になるんですけど、私が赤で斜線し引いてるところが、溝を掘るところだと考えてもらえればと思います。

太陽光パネルに沿って、溝を掘っていく形になります。

これが檜木に、菌を繁殖させた原木になります。

この原木を先ほど掘った溝に、2列にずらっと並べていくような感じになります。

土をかぶせて上にブドウの葉を敷いて、でき上がったマイタケの様子がこのような感じになります。

枯れ葉が風で飛ばされたりしないように、両サイドに壁をつくるっていうような感じで、栽培をしていくようになります。

今回は、農地法第3条の申請ですので、耕作目的で所有権を取得する申請となります。
太陽光発電施設の一時転用申請については、所有権移転後に農地法第5条で申請されることとなります。
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

はいただきま事務局からの説明そして担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。

それでは、3条の7番8番について、これより、意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい、三又委員。

(三又委員)

ですね、ちょっと聞きたいんですけど。

太陽光まだ売電ちゅうかは行われておるんですかね。

(会長)

事務局。

(事務局)

まだ行われています。

(三又委員)

それですね、そんだけつくって4キロがとれるっちゅう話ですけど、金額的にはどのようになっていますかね。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

はい。

提出されている営農計画書では、キロ単価1万2000円という形で、提出をされております。

(会長)

はい、三又委員。

(三又委員)

キロ単価は出つつけどこれ一反ぐらいやるんでしょうけど、全体的な総額ちゅうかね、どのくらいになるのかな。

(会長)

はい事務局。

(事務局)

とですね佐伯市の農地については、今のところ大体 300 個ぐらい原木を埋め込む予定ということでしたので、1年間、大体原木 1 本から 1 キロマイタケが収穫できるとのことでしたので、300 個で、原木 1 本から 1 キロということなので 300 キロ、それにさっきの単価を掛け合わせると、360 万。ってというような形になります。

(会長)

はい、三又委員。

(三又委員)

これ、反対とかいう意見ではないんですが、これ、それうまくいくとですね、もういずれはまた再生エネルギーというようなことで国のほうが出してくるだろうと思いますが、これ、きちっとでき上がれば、これをまねしていきや。

そんだけ取りあえずはけっこうな、売電も出来てちゅうようなことになると結構な話になると思います。

それと単価を聞いて、金額聞いたのはですね、こういうのをするのわー、認定農業者とかいうあることで、それも広域認定農業者ちゅうのは聞いておりますが、それに該当する認定農業者、400 万以上の中あれがありますんで、それに大方、匹敵しちよかんとしてですね、農業委員会がそんなもん認めたんかとかいうようなことになりますんで、聞いただけの話で、賛成とか反対とか、問題ありませんので、

(会長)

はい、山田委員。

(山田委員)

はい。

すいません。

ちょっとこの 4 ページのほうを見ますと、7、8、9、10。代表者が個人でも取得をしているようです 9 番 10 番に関しては、この法人等個人と分けているってところなんですけれども、ちょっと事務局の説明としては、7、8、9、10 が関連事業で、7、8 は法人で、9、10 が個人、まずちょっとここ、なぜこう分けたかっていう理由を聞かせていただきたいのと、それからまず 7、8 に関して法人でやる関連でってことで、今回、決をとるってことであればそれでいいんですけども、7、8、9、10 全部関連がありますよね。

はい。ちょっとその辺の説明を加えてお願いします。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

はい。

3条で農地取得後に、今度営農型太陽光の申請が出てくるんですけども、地権者、同じ地権者が隣り合わせとかだと、太陽光の認定がおりないとかいうことがあるそうなので、そうならないように、前住宅地図の8ページでいくと、法人名義、個人名義という形で、分けて取得するような話になっております。

(会長)

はい、塩月委員。

(塩月委員)

13番の塩月です、面積がいくらなら個人がいくらで法人がいくらまでならばこれが太陽光の施設が可能となるんですか。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

すいませんちょっと太陽光、あんまり詳しくわかんないんですけど、面積の要件は、多分ないんじゃないかなあとは思いますが先ほどそういう発言ですよ、地権者が隣同士になっていると。

ということです。

面積がじゃなくて、同じ所有者が連続して、所有している土地に太陽光が建つてなると認定がおりないというような話です。

(塩月委員)

法人のほうも、これ、代表者は、〇〇さんですよ。

ただその上に法人がつくだけですよ。

(事務局)

そうですね

(塩月委員)

個人も〇〇さんですよ。

個人、同じ名前がやっぱ並んでは見えないんですが、ただ法人が入るだけで、法人を頭の上に乗せるだけで、違うべき別の人間とみなすんです。

(事務局)

これで申請が可能というふうには聞いております。

(塩月委員)

分からないけど分かりました。

(局長)

とですねちょっと私とこの電話の対応を直接してないんですけども、今までのソーラーの経験上言ったらですね、小規模発電中やつでずっと今までずっと、出来てるソーラーの申請があるじゃないですか。永久転用のあるいは、ある程度の面積以下やったら小規模発電っていうふうになるんですよ。

今児玉が言ったのをちょっと。

類推したときにですね、要は持ち主が全部発電者が、申請者が同じになったら、一つの番地が分かれとったとしても、ソーラーの発電事業所としたら、大きな塊の中の1個の固まりになりますわ、これがいいか悪いか別にして法人格と個人っていうのは別人格じゃないですか。

例え同じ実際んとこ代表者は同じで個人と代表、法人を同じようなもんやけど、人格別だから、事業としたら別って見るんですよ、分かれとったら法人の法人格の申請と、個人の申請だから、小規模発電の要件でもう既に申請をしてるんやったら、一緒の名前でしたら、一つの大規模のほうになってしまうから、あえて別々にはわけんといけんかったんじゃないだろうかつちゅうのが、今私の判断です。

これが許されんとか許されるじゃなくって、そうせざるを得んかったっていうんですかね、もう最初に、経産省にこういう発電のやり方でいきますよって言うてもう許可をとってても実際誰がするかまで結構とらんで、大体のところで申請しているのが今まで見た範囲です。

だから、そこは分けざるを得んかったちゅうような話で、思ってます。

ちょっととですねこれについてはいずれにしても5条が出てきますので、それまでに経産省のほうに、改めて確認をさせてください。

今私が持ってる範囲では、そういうことじゃないかな、これじゃなかったら許可が出らんとか、さっき言ったらちょっと語弊があるかなと思いますので、確認をさせてください。

(会長)

はい。塩月委員。

(塩月委員)

はい、13番塩月です。

それとですねさ、さっき三又委員が、質問したときに、マイタケに限って1キロ当たり大体1万2000円ぐらいの収益があるというあれがありましたよね、私たちが運営委員会のちょっと話したんですけど、鹿児島と広島ですかね。

そっちで、マイタケとキクラゲの、もう経営をやっているということで、その収益は、その太陽光の下で複合農業の中で、どのぐらいの利率が上がってるんかをちょっと、どうにか手に入れることできかなあっていることも言ったんですけど、そここのところをお願いします。

ただ売り売値が1キロ何ぼでるってそれ、それがそのままのみにしてるわけじゃありませんので、現実にその法人がやってるんですから。

その今の現在の会社の経営のあれですね、マイタケが幾ら、1キロでどんぐらい通ってます。

キクラゲどんぐらいとってます。

その流通の販路はどういうふうに言ってますというところまで説明があれば、分かりやすいんですけど。

(事務局)

はい。

農地所有適格法人の報告書も提出していただいてまして、決算報告書、添付していただいているんですが、令和4年4月1日から令和4年12月31日、の事業年度分で、売上高が609万3844円。

となっております。

マイタケが幾ら、キクラゲで幾らというところまでは、すいませんちょっとおさえてないんですけども、販路については、マイタケについては、レストランや、会社のホームページで、販売をしております。

キクラゲについては、キクラゲについても取引先、契約栽培で行っているということです。

(会長)

今度は三又委員。

(三又委員)

三又です。

これ一ですねさっきも言いましたけど、また再生可能エネルギーということで、多分出てくるだろうと思います国のほうから、そんなときにですね、このやり方でいくとあんまりかからんのですよ元は、悪く言うわけじゃないです。

完全に太陽光にしてしまうと、もう土地も変えてしまわないというようなことで、なっていく。

あと農営型になるとパイプの1平方ぐらいしかかからんのですよ。

税金も、いろいろ考えるとそうなるから、最初言った中身でとる。

それならいい見本にもなるし、ほんで太陽光も売れるということになりゃ佐伯でもいいあれになるんだろうと。

けど、そうじゃなかった場合はですね、1例を、ちゃんとした条件のもとで許しちょかんとあとがたがた言って、あれよくあつてこれが悪いんかちゅうことになったら、どうも防ぎ切らんと思いますんで。

ここにはきちっと、調べて、もう出てきているのが本当のことでしょうけど、もうそれをちゃんと、何ちゅうか、ファイルしよって、間違いないというような方向で決めましたというようなことでやってほしいと思います。

(会長)

はい、波戸崎委員。

(波戸崎委員)

先ほど三又委員が言われたように農業委員会認可するっていうことは認定農業者としての、多分その資質も問われると思うんですけど、広島と、鹿児島で今2か所あつて、売上げが609万って聞かれたんですけど、それ販売金額、が609万ということですよ。

所得ではなく、ですね、はい、1キロが1万2000円ということは僕のイメージはスーパーとかで、小袋

で100グラム入ってた1200円なんです。

マイタケとかが、本当に販売してる実績があるのであれば、多分、形として、お示しできるのかなと思うんですよね。

そこに販売個数とかがあれば、普通に販売金額というのが、積算されていくと思うんですけど、その辺の何かこう、塩月委員が言われたように示していただいて、本当にそこに対しての農地性、ていうのが確保出来た太陽光なのかっていうのがちょっと知りたいなと思い、

(会長)

はい、事務局。

答弁出来ますか。

(事務局)

すいませんそこまでの資料は提出いただいてません。

(会長)

はい、局長。

(局長)

ですね、皆さん御存じのとおり今回今3条の申請の受け付けちゅうことで通常3条今まで、1.2.3.4.5であってこういうような議論は、せずに、この議案までたどり着いたかと思えますそこで何をつくるか、ただ、あえて本来言ったらですねこれ5条のソーラーの営農型、5条が出た時点で審議をするとこまでもうあえて踏み込みました。

じゃないと、何も議論せんで今3条が終わっていくわけにはいかんということで、ただ、うちが求める提出書類とすれば、3条の段階では本当に農業をするんですか。

ってところが、確認をする事項であります。

ですから、当然5条になったときには営農計画書で売上げが云々ちゅうところは、必要書類としても提出書類になりますのでそこはお示しし、出来ます。

ただ、私もちょっと、昨日か本人と電話で直接話した中で、本人と話す前にですね、東広島市がソーラーシェアリングでやっているところです。

実際にこれと同じ形で、ここは割と最近許可が出て、まだ栽培が始まったばかりだっというふうに担当者が言っていました。

おたくたちよく許可出しましたねっという話をしたら、やっぱし農業委員会の中でいろいろかんかんがかくあったんですけど、県とか国に聞いたら出さざるを得んですよねっというような形で、許可を出したちゅうような話をしました。

で、本人さんにですね、売り先のことについて、どちらにしても5条のところでは求められるからちゅうことで聞き取りをしたときに、児玉が言ったとおりですね、レストランとかそういったところに出荷をしようと、通常の金額よりもかなり高い金額で販売してますと、運営委員会の中でもお話ししたように、マイタケじゃなくて、何かキラゲについてはこの間ビーガンのビタミン剤としてっというような話がありますので、そのときにはきちっと実際の取引先とかどこに出荷するかっていうのをお示しをさせてもらいたいと思います。

ただ、今回は、本当に農業をきちんとすきちんとちゅうか農業するんかちゅうようなところの御審議をいただきたいというのが、こちらとしては提案です。

今のところ、今回、今時点でそういった資料も用意できればいいんですけどもなかなか提出義務の関係がありまして、うちがそこまで求められませんでしたので、次回についてはそういった形で求めます。

ただ、実際に農業をきちんとするような形になるかっていうのは、一応こういった条件で皆さんからお諮りをして審議をいただきたいというのが、今の提案になります。

すいませんけどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

三又委員。

(三又委員)

日本中広いんですけど、なぜ佐伯のこっちゅう点もあるんで、そこら辺も、なんとかんときにはお願いします。

(局長)

この会社のホームページ見てもらったら出てきます三又委員おっしゃったとおりですね、安価な価格でソーラーシェアリングが出来ますって書いてますね。

ですから、今まで皆さんが審議していただいたブルーベリーとかいうのはこういう形じゃなかったはずですよ。

ちゃんと足が六本、八本あって、課題が上のほうにあつとってそこを支えるべきところに、柱があってその下がオープンなスペースがあったかと思えます。

今回の場合は、通常のソーラー永年用のソーラーと似たような形になってそこに、空きスペースがあるところで、菌床栽培、原木栽培をするっていうふうになってますので、売りも向こうも確保してません。安価な価格、安価な施設で、ソーラーシェアリング出来ますよ。

ていうたい文句ですので、そこを利用したやり方でやるちゅうのは、自分たちでも確認をしています。もちろんそこは、もうこっから先は、下の農業と上のソーラーは全く、ブルーベリーとかと全く違って別、別会社です。

ですからそこがマッチングされて、佐伯の場所で上のソーラーの部分があるところに下に何か農業がないかっていうところでマッチングされてここに、やってきたちゅうふうには見てます。

(会長)

よろしいですか。

はい。

山田委員。

(山田委員)

すいません何度も、局長初め事務局の方がおっしゃることよく分かります。

ただ、先が見越せる5条が出てくるんだらうなというところが見越せる中で、3条だけ今回オーケー出

してしまって、のちのち、見たらやっぱり5条出来ません。

これも一つの選択としてはありだと思うんですけども、そういう点を、〇〇さんというか株式会社△△さんのほうは、御承知おきいただいているっていいのであれば、今、局長がおっしゃったような形で、図っていくってことも一つの手だとは思っています。

(会長)

はい局長。

(局長)

はい。

とですねそもそも3条申請と5条申請がつながって3条が出た段階で5条が担保できるかっちゅうそのものがやっぱし、それはもう非常に厳しい話であって、3条は3条の要件で審議をして、そこは3条の許可は出たけども、逆に言うたら、5条の希望が出ないっちゅうことは当然、ありうる審議内容ですので、向こう様の覚悟があるとかないとか、当然申請をすべき、することによってそういうことはありうるっちゅうことですので、改めてうちはそういった覚悟ありますかとかいうことは確認はしておりません。

ただ、事務上には、当然、念のために、そういったこともありますよっちゅうことはつけ加えて説明をしています。

(会長)

はい。

山田委員。

(山田委員)

はい。

すいませんちょっと言葉を聞きたかったので、一応そういう場合もあるということだけは、どうですかって聞くのではなくって、そういう場合もありますよっていうのはあらかじめ言っておかないと。

やっぱりちょっと後から、もし否決とかされた場合にですね、これだけ残るっていうような形になるので、それだけはお伝えしておいていいことであれば、事務局の考え方で進めていってもいいのかなと思うのと、あとすいません一つ、ちょっと運営委員会のほうの中でも話が出たとは思んですけども、これはやっぱりそもそも農業になるんですよね。ごめんなさい。私があんまり知識がないもんで、逆に確認をしたいんですけども、菌ですよ。

これってなるのかどうかだけ教えていただけたらなというふうに思っています。

(会長)

はい事務局。

(局長)

農業論理のところは農政課になるかもしれないんですけど農地を活用して使うっていうところであれば、例えばシイタケ原木シイタケの人工ほたばってございますよねふらだって。

あれを、当然そのビニールハウスと同じような扱いで、田んぼの中で、設置をして、栽培をしている事例がありますよね課長ね。

シイタケをされてるんやったらそれは田んぼで特に転用の必要もなく、その支柱が云々っていうような、特に許可も得ずに、もうビニールハウスと同じように、許可を出して利用しています。

ただ、農業の、作物のことを厳密に出したら干しシイタケはですね特用林産物でいます。

生シイタケは成果物っていいます。

だから、そういう区分で言うたらですね、微妙なところがあるんですけども農地の活用という中では、OKの作物になります。

(山田委員)

はい、了解しました。

ありがとうございます。

(会長)

はい、ほかにどなたか御意見ございますか。

はいもう内容でございますので、取りまとめたいと思います。

よろしいですか。

まだ何か、はい、はい、三又委員。

(三又委員)

先ほどですね山田委員が言ったようにですね、ある程度のところをしちよかんところでもう通ったら通ったから私どもは5条で申請して建てるようにするんじゃないかって言われたときにね、こっち断るとこ駄目っちゃうことも言えんし、そうかなというようなことになりますんで、そこら辺はちょっと慎重にやっと思ったほうがいいかなあと思うんですけど。

(会長)

どうしますか。

今日は結論を出せませんか。

もう少し時間、おきますか。

置いてそれに納得できるような資料の提出を求めるとか、そういうことであればあれですけど、ただ、時間を経過するだけではあれですから、そこらを意見が必要だと思いますけど、はい。

(矢野委員)

7番矢野です。

自分も迷ってます、皆さんに言ってると思います。

今言ったように、ここでちょっと時期早々というの悪くないけど、何を求めるのか、こうしてほしいとか何の資料欲しいという、何かがなければ、それはちょっと厳しいだろうと。

今の委員会して、こういう資料を下さいとこういう資料を見せてとか、ある程度我々が、欲しいものを要求するために、ちょっと、資料が来るまで、お待ちしようかというようなことだったら、逃げ道かそういうふうな方向でもいくかなというふうに自分はそう思ってます。

ただ、時期早々というわけにはいかん。

もう審議をして今どういう資料、今言ったように、さっきのマイタケの値段とかこうしたりとかぼっと見て600万ぐらいだとこんねえのうと思ってるんで何かぴんとこないんで、自分はそう思います。

もっと、我々必要な資料が、あと一つか二つでも、提出が欲しいんだよというような姿で、いけば、次回持ち越しということも出るかもしれない。

と思います。

以上です。

(会長)

ありがとう。

はい。

竹中委員。

(竹中委員)

はい、11番の竹中です。

皆さんが言ったように、認定農業者になって、ここの土地で、営農型太陽光発電をするっていうことですけど、認定農業者なので、責任を持ってここを管理して農業してほしいと思うので、何年かして、農地が荒れないかというのは私たちが1番心配していることだと思うので、5条じゃないと、営農計画が出てきませんっていうことで、あるんでしょうけど。

やっぱり、荒らさないで続けてくれるかなっていうところが1番、不安、問題というか、のことなので、まず、この3条では要らないかもしれないけれども、認定農業者としての経営計画なり、実績を伴ったものなり、何らかの、決まった書類、様式でなくてもいいので、そういった書類がいただけると判断しやすいんじゃないかなと思います。

事務局その書類は、契約書をもらってるんじゃないんですか。

(会長)

今委員の皆さんは、これが農地として、将来にわたって活用するそれを裏づけるちゅうかな、今の申請者が、農業や続けていけるといって、その確約みたいなのがそれは難しいかもしれんけど、これ。

(事務局)

3条の許可要件は、まず下限面積、下限面積を、満たすこと。

それから、農地の全てを効率的に利用すること。

必要な農作業に常時従事すること。

周辺の農地利用に支障がないこと。

が3条の許可要件になります。

(局長)

今言ったのがですね、3条の許可要件なんですよ。

皆さんがおっしゃるところの、永続的に収支が上回ってやっていけるか、っていうところ、例えばお米づくり、お米で農地取得するってなるじゃないですか。

お米の収支出したときに、黒なんかつちゅう話1個あります。

(会長)

はい、塩月委員。

(塩月委員)

局長が言った、収支の問題じゃなくて、僕らが、私なんかは心配するのは、要は、第3条にひっかけて、そして、そこで、菌床のものを生産しますよと言いながら、実は行き着くところは、ソーラーだけありきじゃないんかっていう心配がある。

そこなんですよ。

要は、農地を有効的に使っても、ソーラーで使ったら誰でもそれでやれるのはみんなそれやりますよ。

(会長)

局長

(局長)

3条の許可は、あくまで今審査要件は今言うたとおりです。

先ほどから、次は五条がやっていきますと、5条になったときの要件として、ソーラーシェアリングやるときには、8割、もちろん下が営農をちゃんとしてないと、施設取消しですわね。

撤去ですわね。

通常の作付の8割程度を、確保せんかったら、そこは指導してもならんかったときには、その施設は撤去になるんですよ。

それは、5条のときに出てくる要件の中にあるんですよ。

ですから、今3条で、すごくあえて、私たちもあえてこの議論をここに持ってきたちゅうのは、そういう心配があるからちゅうところで持ってきてるんですけど。

この話で、撤去だねってなったときの話っていうのはあくまで3条の許可要件の中じゃなくって、5条許可要件の中でそこは、規制をするちゅうような話になってるんですよ。

ですから、今の3の、あくまで審査ちゅうのは、あくまでそこで農業をちゃんとしてさっき言った要件に合致しているかどうかちゅうところが最終的な審議のところになるんですよ。

そこそこ、このもどかしさちゅうところはちょっと御理解をさせていただいて、3条5条というのがセットと思って、審議をせんと、どうしてもそこ限界が出てくるんかなというふうに思ってるんですよ。

ただ、何もなく知ら何も知らなくてこのキクラゲなりの栽培が、あるようなことを触れずに我々が今3条を通す、行くわけにはいかんかったちゅうところが、この議論が今されている理由とえば、理由になるんですけどね。

(会長)

はい、三又委員。

(三又委員)

通常の3条はですわね。

太陽光を使ってとかいうのはないんですよ。

どうして太陽光使わんとこで出来んちゅう話になるんですから、そこら辺をもう太陽光をなくしてからなら申請どうかちゅうたら、3条だけの申請であつたら私はオーケー。

けどそれに規定にもない太陽光って言うのが、組み込まれての三条の今これにはなっておるようにあるんで、ちょっとどうかなちゅう不安感があるんです。

だけ今、それで、ここで、そういうなことも分かっつてオーケーして、今度は5条で出てきて、悪いぞちゅうわけにはいかんごとなるけ。あん時許可がでけもう工事はもう頼んでからいろいろしたと言われたらね。

もうお断りすることが出来んごとなる。

だから慎重にしてくださいっていうんで、反対とかじゃねもうそこら辺をきちつとしかんともうこういう例はいっぱいあるんですよ。

こうしたけん、いやちゅうわけにいかんという例は、ですからそれ慎重に、したほうがいいということ言ってるわけです。

(会長)

局長のほうで何か三又委員のですね、

(局長)

3条の許可でこの農地の耕作3条の所有者にならんかったら、5条の申請が出来ない。

ですよ。

出来ないんですよ。

うん。

(山田委員)

話を追ってしまつて申し訳ない、これ賃貸じゃなくつて、もう所有者になつちゃうんですね。

所有者になつちゃうんですね。

はい、ありがとう。

(局長)

だけん個人は個人で、下限まで今下限があるからだし、農地所有適格法人の資格はもう既にここを持つてるからよそでも取得しているから、貸し借りじゃありません。

所有権を持たせるちゅうことで、

(山田委員)

はい、すいません。

まず3条のほうの許可要件がそろっている限り、について、ちょっと慎重審議のために、書類を準備してもらいたいとかつていうことになるのであれば、やっぱりそれなりに理由づけが、必要になると思います。

こちらも求めるだけの、先ほど矢野委員がおっしゃったようにですね、必ずこれを、ちょっと分からない不明なので、この書類を準備してもらいたいという理由づけがやっぱり必要になるので、そのへんで、

私たちは審議をしていかないといけないんですけども、今事務局がおっしゃるには、許可要件を含めた書類は全て整っているというようなことでよろしいんですかね。

そうならば、もうほか、この5条を見据えたときに、やっぱり求めたい書類があるのでそれを出してもらって、次回、もう1回審議したいっていう理由づけしか出来ないのかなというふうに思います。

今、3条でまず、3条で許可を、許可要件、満たしてる書類は全部そろってるっていう認識でいいんですかね。

(会長)

そういうことらしいですね。

そのところは非常に微妙ですね。

(山田委員)

すいません。

いいですか。

山田です。

すいません。

結局このパネルのパネルがなければ、何でしたっけマイタケんは出来ないというようなことでは、今、皆さんからお聞きしたので、そうであるのであれば、もし5条が駄目なときの代替案、3条が残るわけじゃないですか。

5条が通らない場合はこの菌が出来ないわけですから、その場合のケースっていうのは聞けないんですか。

そうすると、もう、3条許可っていうのはどうなるのかっていうことになるので。

(会長)

はい。

局長。

(局長)

最後に頑張ろう。

はい。

ですね3条3条許可で営農するさっき言ったやつが営農するっちゃうことだから。

理論でいきますよ、あくまで農業すると。

たまたま影を作るやつが、パネルであるか、コンパネであるか、杉、林間であるか中だけなんですよ。

我々ソーラーシェアリングは、我々の立場っていうかそもそもの考え方は、農業をするっちゃうのが大前提なんです。

だから、屋根がそうパネルじゃなくてももう屋根の変わりもは当然なんでもできるから、当然やる話でしょっていう立ち位置で話はやってます。

ですからこれがもし駄目だったらあんたたちどうするんですかとかそんなこと聞きません。

ビニールハウス、とか、ビニールハウスの補助事業が出来なったときにあなたたちこれ作らんのですかとか聞かないです。

同じです。

もう農業するっちゅうところを審査してますので、当然やるべきものであるというふうに考えてます。で、それでやるっちゅうことになってです。

やっぱか影を打つやつは、パネルがいいわって言うてきたら、5条が始まる。

そういう組立ての話なんですよ。

実情は皆さんの気持ちと私の気持ちは多分同じですパネルが最初にやってんだけどやっぱソーラーシェアリングの考え方は、あくまでも下に農業があって、たまたまそこにソーラーがある。

っちゅうのが建前です考え方です。

(会長)

はい。

山田委員。

(山田委員)

はい、すいません何度も、もうこれで終わりにしようと思うんですけど、株式会社△△のホームページを見ると、もうコンパネとかでやるような、栽培はしてない、一切もう会社のホームページにそれが出てるんですね。

ソーラーパネルありきで、この佐伯市でもしその5条が上がってきたときに、出来ない場合、事務局の話も分かるし私もそうだと思います。

私も申請する側でもするので、それは分かります。

ただ、今回のこのケースに関しては、1番最初に営農型っていうありきなので、もう会社、会社自体がそういう会社なので、そうであるのであれば、そこまで1度確認をしてもらってということは出来ないのかなっていうことで、先ほどあえてお聞きした。

通常のパターンであればそんなこと聞かないのは100も承知です。

ただ、この会社に至ってはソーラーパネルありきなので、あえて今回は、聞いてもいい、いいのではないかなというふうなことで、ちょっとお聞きしたけども、やっぱり何ていうガイドラインのほうにはそういうのを聞いたらいけないとか、そういうふうなものがあるのであれば聞けないとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

もう少し柔軟に対応っていうのは出来ないのかというところをちょっとお聞きしたい。

今皆さんものすごい迷われてると思うんですね。

どっか分からないんですけど、恐らく迷われてるんじゃないかなという中で、もう少し資料的なものを準備していただきたいっていう思いがあって、先ほど竹中委員がおっしゃったようにですね、要は、3条おりましたでもソーラーパネル出来ませんって言ったときに、コンパネでも何でもいいのでしてくれるのであれば、もうそれはいいです。

でも、しなくなったときに3条だけ残ったじゃこれどうなるのって言ったときに、農業委員会の責任っていうのは非常に重くなるのではないかなということで、柔軟な対応をお願いできればなというふうにちょっと申し上げているところです。

だから先ほどね、局長がおっしゃったように、3条っていうのはありきですよ。

もうもう耕してそこで農地を活用して行って、作物をとってっていうのがありきだから、ソーラーパネルしないときは、どうするんですかっていうのは聞けないっていうことだったとは思いますが、

そう、そうおっしゃいませんでしたかね。

(会長)

局長

(山田委員)

だからそういうその時の何か資料とかっていうのはあるのかなっていうところですよ。

結局、何を求めたいかっていうと資料を求めたいので、

(会長)

これはもう無理でしょう。

はい。

波戸崎君。

(波戸崎委員)

波戸崎です。

ちょっとさっき山田委員からちょっと論点が変わるんですけど、ちょっと一度確認したいんですけど、さっき何も植わってないとかソーラーじゃない、現場の写真を見たときに、結構開けた農地性のある場所だと思うんですよね。

ここは1種ですか2種ですか3種です。

1種ですよ。

僕今研修生を受入れてですね、新規就農者を育てるために、日々研修生と一緒に農業してるんですね。農政課とお話をするときに、就農フェアとかで、新規就農者を募集に行くんですよ。

で、佐伯市はですね今どんどんどんどんやっぱりこう開けた農地というのがなくなってきてるんですよ。

僕は、こういう開けた農地というのは、やっぱりちゃんと営農できる方、しっかり農業を重点的にやって、行きたいという意欲のある方に、農地として、提供、していくのが形なのじゃないかなってずっと思ってるんですよ。

そこはもうちょっと僕の感情が入ってる部分ですけども、言ったら、雑種地だったりとか、中山間地でも開いて、ソーラーつくればいいわけですよ。

こんな開けたやっぱ農地性があるところに、ソーラー置いて、いや、でも下では農業するんですけどいうのに、やっぱり僕の中ですごくひっかかりがあるのと、佐伯で新しくどんどん新規就農して、いってほしい未来の若者ために、こういう農地性のあるところはやっぱ確保しておくべきじゃないかなっていう、個人的な意見です。

(会長)

今は津崎君の意見はごもっともなんですけども、もうこれは既に個人対個人での売買契約、恐らく結ばれて、ここに上がってきてる。

ですからもうそれを、今ここで、どうしてもしょうがないのかなあと思ってます。

今後、そういうケースがあったときには、極力、市のほうがそういう形で、進めてもらいたいという波

戸崎君の意見には賛成します。

十分ほど休憩しましょう。

15時25分。

まで休憩します。

はい。

そろそろ再開したいと思います。

はい。

再開します。

説明のほうは、事務局のほうから、はい、どうぞ。

(局長)

はいすいません皆さんの不安、疑問はごもっともだと思います。

今ちょっと担当のほうに今、1番のところが経営が、どんな感じでやっていいか、いってるのかっちゅうところは非常に不安であるっていうことだと思います今、ちょっと担当と話をしたらですねもう、決算書いただいていますわ。

会社から、決算書をうちがどんだけ詰めたかっちゅうところに非常に問題が、今現状としてはあっちゃ、決算書見る限りでは、今1期目のほうを会社、まだ若い会社で、これで見たら売上げがですね609万3000円あります。

で、残念ながらただ、これマイタケが何ぼとか、あれが何ぼとかいうその内訳がありませんで、月別にはですねこの金額が出てきてますので、これを我々がもっと掘らんといけんかった今日までほっとかんといけんかったちゅうのが本当のところだと思います。

ただ、相手さんからは、決算書も求めて出ておりますので、これがもう会社の売上げでやるちゅうことには間違いなと思いますので、うちが何も書類を求めていなくてですね、相手も提出してないっていうんだったら、非常に、うちが求めるべきことがあるんですけど、相手さんとしてはこれ決算書まで出してるじゃないかっちゅうような話にもあるかと思います。

後ほどこれ皆さんにですね、こういう決算書がこういう状況で出てるちゅうのはお回しして、コピー焼くわけにもいきませんので、見てもらってですね。

ひとまずは、皆さんに三条を、今日は、どうか御同意をいただけんかっちゅうのが、事務局の思いであります。

これに続きについては、5条で必ずやらしてもらいますので、私のほうで心配となるところが、3条の許可理由の中で、これを否定するべきところが今んところなくて決算書をなおかつここに提出を求めてるってなったときに、非常に事務局、苦しいような状況かなと思います。

決算書の提出をもってですね皆さんに御理解をいただけたらと思って、お願いをしたいと思います。

どうかよろしくお願いします。

ごめんなさい今2期目ですね前期が143万8000円で今期が、12月まで609万3000円ぐらいで、450万ぐらい伸びているというような状況です。

(会長)

はい。

塩月委員。

(塩月委員)

もう1点だけ、13番塩月です。

確認で、教えてください。

売上げ決算書が出てるんですけどそれは、農産物の無味の計算書ですかそれとも〇〇さんと、その法人の分がした決算書ですか。

そこだけ確認です。

(会長)

残りの計算上はこれは、株式会社△△ですので、法人ですね。

法人の決算書です。

(塩月委員)

発電の売電の部分も入ってるっっちゃうことですか。

(局長)

上の売電っていうのは当然、5条申請の中で、恐らく5条申請出てきたら分かりますけど、ここは売電してるとこじゃないんですよ。

あくまで下の営農する農業するところで上は全然違うところが5条で名前が出てくると思います。

っっちゃうことでありますですから売電地の売上げはもう全然別です。

あくまで農業です。

しかも、法人としての農業になります

(会長)

はい、三又委員。

(三又委員)

14番三又です。

私もこれで最後にしますんで、こういうのが出てきたときにはですね、こんなもん、太陽光にしたとこ、こんなもんこんなとこでつくるんやなあとかいうのを出してくるもんですからね。

自分たちも評価の基準がないもんですからねいろいろ不安になる。

もう前例もありますけどね、いろいろこうこうなるということで出してきた、今見ると、果たして、その10分の1もいけるのかなというような感じもありますんで、全く話は違いますが認めたようなもんですねある程度どういうふうになっちゃうのかとかいうのをね、出してもらいたい。

そうすれば、次から新しいのが出てきた時もあんまりあれ違わなかったなというような評価も出来ますんで、それをよろしく願いいたします。

(会長)

基本的に、農業する部分はこの株式会社△△と、それから、次、また次の議案で出てくる〇〇さん。

この二つが、マイタケをする農業部分の申請者として今度次に5条で出てくるのはまた、違う売電のほ

うの企業っちゅう形になるんですか。

(局長)

5条のほうはですね、要は、5条で出てくるのはどこの許可が出てくるかって言ったら、支柱があるじゃないですか。

支柱ちゅうか、そこ、支柱のところは農地上に支柱があるからそこには、農地を使えないじゃないですか。

ですから、さっきの農地の持ち主と売電をする人、の2人の関係が出てきて、売電をする上の売電をする人が下の土地の持ち主、今回やったら、法人と個人が持ち主になるじゃないです。

発電する人が、下の持ち主から、その柱になってるところの分を、借りて、下の、いっぱい広場の中の柱が建つてるところ部分を借りて、農地じゃないように一時的に違うようにさしてくれちゅうのが5条です。

役者が、地主の人と地主の人と上手発電をする人、地主の人はイコール農業する人、ちゅうことやけん、地主からソーラー発電する人が農地をその部分だけ貸してください、借りたところを一時的に農地じゃないものにさしてくださいちゅうのが、次にやってくる5条です。

(会長)

皆さん理解出来ましたか。

どうぞ。

(山田委員)

すいません株式会社△△なんですけど、この会社はですね、目的としては農畜産物の生産、また運搬加工販売とか、農作業の委託、堆肥肥料の製造及び販売、直売所とかレストランの経営、あとこれらに附帯する関連する一切の事業ということですので、太陽光を直接しているということではない。

これに関わってしまうと、もう目的外ということで、罰則違反になるので、そこは大丈夫だと思います。

(会長)

ほかに皆さんまだ聞きたいことはありませんか。

はい。

なければですね、もう意見も大分出てきましたんで、取りまとめたいと思いますけどいかがでしょうか。よろしいですか。

はい、では3条の7番。

8番について、賛成委員される方の挙手を求めたいと思います。

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9.、もう1回ちょっとあげてくださいね。

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.、何人中だったか。

過半数だな。

はい。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして、関連がありますので、3条の9番、10番について一括して審議いたします。

事務局説明などをまとめ、推進委員から意見をお願いします。

(事務局)

はい、住宅地図の冊子8ページを御覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は、借入れ地でキクラゲを栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農地取得後は、営農型太陽光発電でマイタケを栽培する計画です。

先ほど説明した3条の7番、8番と同様の栽培方法で行います。

農地取得後の耕作面積は20.68アールとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1アール以上となります。

この案件は、3条の7番8番の譲受人である法人の代表取締役が個人で農地取得をする申請となります。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

難しいとこなんですけども、皆さんと討議していただきたいと思います。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そしてまたありましたけども、推進委員さんのほうはちょっと意見を差し控えるというような状況になっておりますが、3条の9番、10番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

(塩月委員)

13番塩月です。

すいません。

あれですね。

法人のほうの所得証明は出てるんですよね。

うん。

法人の代表取締役〇〇さんですよね。

9番10番の。

分の個人ですけど、これも〇〇さん、同じ人ですよね。

個人の所得証明っていうのは出てないんですか。

ただこれお聞きするだけです。

(事務局)

個人の分はいただいております。

(会長)

はい、ほかにございませつか。

ないようございますので先ほどのと一緒ですから取りまとめたいと思います。

それでは3条の9番10番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

さあ、4人、挙手。

は、4名だったかな、少数で不採択と。

不許可と。

いうことございます。

ちょっと待ってくださいよ。

前が通して、後が、違う。

ちょっと所得の証明がないからということですね。

何かこの前のときには、個人ではなかったんですかね。

(事務局)

はい、個人のはなかったです。

法人のほうについては、農地所有適格法人の報告書を3条の申請書に添付してもらうようになってまして、その報告書の添付書類として、決算書が必要っていうことになってたので、法人のほうは、決算書の提出をいただいております。

(局長)

基本的にですね例外はあるんですけども法人をしとつたら、個人の事業というのは普通はなかなかないでしょう。

法人の役員報酬かなんかでもらうというのが世の常だと思います。

たださっき言うたような理由で、申請者を分けんといけんというような形で、法人と個人が分かれてるから、個人の所得証明はないのかちゅうような話になってきたんだと思うんですけども、法人の決算の中で、役員報酬なりそういった給与支払い分が出てきてますので、そちらの分が通常であつたら、そこでこうしてはかれるもんがあるかと思うんですよね。

ただ、もちろん個人の所得証明をとろうと思いはとれますので、どうしましょう、ちょっと。

個人の所得証明の、これ審議をしていただいている間にですね、何らかの形で手続をとるかといったような形をとらしてもらいたいと思うんですけど、今、個人の主収入の関係が何もないからちゅうことで、もう今否決っていうふうになるのであれば、ちょっとお時間を不信、通常の議案の審議をしていただいている間に、何らかの形がとれないかちゅうことで事務局で対応させてもらいたいんですけど。

(会長)

竹中委員。

そうですね。

今回その〇〇さん個人は、初めてなんですかね農業始めるのは、

(事務局)

糸島市のほうから耕作証明、糸島市農業委員会のほうから耕作証明いただいていますので、糸島市のほうで、〇〇さん、個人の名前ではされてる。

(会長)

それはいいんですけど、広域での、やつはどうなるのかなそこは。

(事務局)

認定農業者認定されてるのは法人で認定されています。

(局長)

竹中委員のお話もっともかなあというところがありますですからこの人の経営が今、面積が二つ合わせてちゅうところは計算をそれもらってないよね。

それについても、5条申請での計画書がひつつくんですよ。

それぞれこれ別々にここの部分の、積算上で、特に営農計画書とかいうところ求めてないから、今、まだもらってないんですよ。

ただ、さっきの法人の経営収支、なのかと思うんですけどね。

(塩月委員)

その数字を知りたくて質問したんじゃないかって、参考までにそれは出てないんですかという私の意見です。

うん。

ちょっと勘違いしないよう、お願いします。

(会長)

はい、どうぞ。

(三又委員)

法人の作業、新しく始めた認定新規就農者とかいう形で佐伯でも出さんと、福岡じゃもろてるけどちゅうそれは福岡の話だろうという、法人の場合は全国のあれをもろちよるきりとかいう話じゃけそれはいいと思いますけどね。

そこら辺をちゃんとしとかんと、何ともないのに、通したんかとか言われるんが1番悪いんですよ。

認定農業者になっちゃかんと太陽光パネルの設置もできんのよ。

もうこれは土地の話だけじゃろうけど結局そっちまで広がっていくんだよ。

(会長)

個人個人の場合はあれじゃねえんか、通作距離ちゅんか。

それがひっかかってくるんじゃないか、それから関係ねえんか。

もう結果は出たけど。

うん。

皆、皆さんに認識がそこまでなかったのかもしれない。

私が決を取るのが早かったんか。

うん。

うん。

これはこれもう1回、〇〇さんに納得していただけるような形で、再度出してもらおう。

それしかないんじゃないか。

どうでしょうか。

局長、そこんどこだけか。

はい、どうぞ。

(山田委員)

私はですね法人のほうは、何か人を雇って、それまでは自分でするんだけれども、その後は人を雇って、その土地やってもらえばいいかなっていう話を、たしか運営委員会のときにお聞きしたなあと思ってたんですけど、〇〇さん御本人である場合ってというのは、いわゆるその遠隔でやるんですよ。

そのやり方がちょっと分からない。

どうやって住所は佐伯市長島町なので、ここは問題ないんですけど、でも、いろいろなところに、事業をされていて、その中で、いろんなところに飛び回りながら佐伯もその一つで、佐伯の会社のほうは、佐伯のほうは誰か従業員を雇って、されるってというような形この個人のときはどうするんだろうなというところがちょっと見えてこなかったんで、反対させていただきました。

なので、遠隔でやるよっていうのであれば、それなりのものがあれば、いいのかなというふうには考えております。

それぞれ皆様、反対された理由があると思うんですが、私の場合はそんな感じですよ。

(三又委員)

私は説明不足かなと思うんで、説明不足のとこだけ終わりっちゃう前提でおるわけではないんです。

説明不足のとこだけちゃんとしてもらえば今回も否決になった結果になったんだけど次また出してくれわ。こういうことそうだったんかでいいと思います。

うん。

(会長)

後はどうですか。

はいそれではですね。

どこまで行っちゃったのかこれ、ちょっと待って。

最後まで言ったんすよね。

はい。

以上で農地法第3条の10件の審議を終わります。

続きまして5ページの議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まず、4条の1番についてですが、事務局の説明など岩田推進委員さんの意見ををお願いします。

(事務局)

はい、4条のほうの説明に入る前にですね、少しお話をさせていただきます。

今回の3月の総会までが、大分県の県知事の許可権限になりますので、次回の4月の総会からは、権限委譲を受けますので、大分県、佐伯市の農業委員会の会長の許可になりますので、御案内させていただきます。

それではただいまから、4条の1番について説明をいたします。

お配りしている地図の9ページを御覧ください。

申請地は農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

農地造成としての用途による申請です。

申請地は、低地に位置する農地のため、かさ上げを行い、田として利用する計画です。

造成後は、米、麦等を作付する計画です。

申請地では、1.0メートルのかさ上げを行いますが、隣接に対しては、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1両(1)、両(イ)、Cの両(エ)、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして岩田推進委員さんをお願いします。

(岩田推進委員)

申請人は土地以外にも、五丁が6丁の田んぼと畑を、きれいに管理し耕作していますので、特に問題はないと思われま。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局から説明、そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可相当とします。

続きまして関連がありますので4条の2番から5番について一括して審議いたします。

事務局の説明の後、矢野推進委員さんの意見ををお願いいたします。

(事務局)

はい。

4条の2番から4条の5番まで関連していますので、一括して説明をさせていただきます。

4条2番から4条5番について説明いたします。

4条の2番から4条5番については、各申請者、所有者は異なりますが、隣接して一体的にかさ上げを行うため、説明を一括して説明をさせていただきます。

お配り施設地図の10ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない。

小集団の生産性の低い第2種農地の田と畑、4条の4のうち一筆は農業振興地域内にある農用地区域内農地の畑です。

農地造成としての用途による申請です。

申請地は、隣接する市道よりの高さより低く、農地の利便性を上げるため、かさ上げを行い、畑として利用する計画です。

造成後は、果樹類を作付する計画です。

申請地では隣接するし、隣接する市道の高さに合わせて3.6メートルのかさ上げを行いますが、隣接河川、水路に対しては、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1両(1)完了(イ)、第2種農地の許可要件、申請に関わる農地に変えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認める場合に該当し、また、4条の4のうち一筆は農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい、続きまして矢野推進委員さんお願いします。

(矢野推進委員)

はい。

特に問題はございません。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも、特に問題ないとの意見がございました。

それでは4条の2番から5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

4条の2番から5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可相当とします。

続きまして4条の6番についてですが、事務局の説明の後、稗田推進委員さんが欠席しておりますので事務局、意見をお願いしたいと思います。

(事務局)

はい。

4条の6番について説明いたします。

お配りしている地図の11ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

植林の用途による申請です。

申請地全体は、もともと茶畑でしたが、空いてるスペースに、申請者の親が、20年以上前に、杉を四、五本植林し、その後、杉の周辺は耕作しなくなり、現況は雑木とともに山林化しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

新たに植林をすることはありませんので、周辺への被害はありません。

なお、申請地南側に、里道挟んで茶畑があるため、落葉や枝が落ち込まないように、申請地内の南側境界部分のお茶の3列のスペースは現状のまま残す予定です。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、本案件は、無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいております。

事務局としても、無断転用については問題ですが、始末書からは、農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認出来、また、周囲への営農をきすことが予想されないことから、現地に関しては問題ないと思われれます。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、追認案件で遺憾であるけども、始末書も添付されておって、現地に関しては問題ないということのようです。

それでは4条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございますので、取りまとめたいと思います。

4条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可相当とします。

続きまして4条の7番についてですが、事務局の説明の後、藤原推進さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

4条の7番について説明いたします。

お配りしている地図の12ページを御覧ください。

申請地は農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

営農型太陽光発電施設としての用途による申請です。

本案件は、当初、平成26年5月30日付け指令南極農審第4号の9号で、3年間の一時転用許可を受けました。

その後、平成29年と令和2年に、改めて3年間の一時転用許可を受けましたが、今回許可の期限が近づいたため、更新のために、再度申請するものです。

新たに工事をすることはありませんので、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。また、太陽光パネル下部での発芽にんにくの栽培しておりますが、年1回の、生産物の報告も提出されており、収穫量においても、基準を満たしております。

弥生土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、適当と認める旨の意見書が添付されております。

時許可基準は、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして藤原推進さんお願いします。

(藤原推進委員)

はい。

藤原です。

地図を見て分かるように四方をですね耕作道に囲まれております。

この中で1番低地にある、田んぼでございます。

そして、この低地から10号線のほうに工作道の、西側を排水量が流れておりますので、違う。

グリーンセンターの書いておりますこれに並行に配水場、に流れて堤内側の流れになっております。

だから、過去にもいろいろな問題があったことはありません。

特にこういう点では問題なかったと思います。

それから販売のほうでもですね、冬場は大体栽培やってなニンニク栽培やってないんですが、夏場にいろいろとは販売場所を確保しながら、やっております。

特に問題ないと思われま

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明そしてまた、担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、4条の7番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見でございましたので取りまとめたいと思います。

4条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可相当とします。

以上で農地法第4条の7件の審議を終わります。

続きまして5ページの議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まず、5条の1番についてですが、事務局の説明の後、松本推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

5条の1番について説明いたします。

地図の13ページを御覧ください。

申請地は、都市計画区域内、準工業地域の第3種農地の畑です。

駐車場及び資材置場用地としての用途による申請です。

譲受人、法人の既存の駐車場及び資材置場は、県の入札などの公共工事で、大規模な工事の受注が増えていることに伴い、必要な資材を置くスペースが手狭になっている状況です。

また、従業員も増加傾向にあるため、通勤車両の駐車スペースも不足している状況です。

よって、今回の申請により、当該法人の事務所及び事業所の近隣である申請地を自社の駐車場及び資材置場として利用する計画です。

申請地では、社用車、従業員通勤車両の駐車場15台分、及び砂利、砂、残土、廃棄物、210平方メートル、水道工事の管洗浄タンクほか、工事用資材、150平方メートルの資材置場を設置します。

造成工事は、整地を行い、砕石舗装のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。

なお、隣接者、南側住宅のほうには、南側、住宅の方には、境界確認時に、事業予定を説明、行っている。

とのこと

です。地区土地改良組合から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、同意する旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2、1両(1)エの両(イ)第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

現地確認をしましたところ、特に問題はないと思われま

す。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

全員賛成ということで許可相当とします。

以上で、農地法第5条の1件の審議を終わります。

取ってなかったかな、ごめんなさい。

ごめんなさい、はい、それでは5条の1番についてはですね、今から取りまとめたいと思います。

5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

ごめんなさいね。

はいありがとうございました。

全員賛成ということで許可相当とします。

以上で、農地法第5条の1件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第7号、農地法第3条の10件のうち8件につきましては許可したいと思います。

議案第8号、農地法第4条の7件と、議案第9号、農地法第5条の1件につきましては本委員会としては許可相当として、県知事のほうに意見を診察したいと思います。

それではここで一旦休憩といたします。

今、16時10分まで休憩します。

はい。

それでは再開したいと思います。

ただいまよりその他の議案農用地利用集積計画案について議題を議題といたします。

それでは農政課、よろしくをお願いします。

(農政課)

はい。

農政課の本本です。

前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画案として作成いたしましたので、審議をお願いいたします。

さて、いたします。

今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は27件となっております。

御手元の用地利用集積計画案を御覧ください。

表紙裏の一覧表を御覧ください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間5年が8筆で、1万1000飛んで6平方メートル、契約期間6年が5筆で6652平方メートル、契約期間10年が14筆で、8124平方メートル。

これは合計で27筆で2万5782平方メートル平方メートルとなります。

なお各契約の詳細につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

また、利用権の設定等を受ける者が公社となっているものにつきましては、農地中間管理事業としてお

りますので、後ほど農地利用促進計画にて御説明がございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法、第18条第3項の各要件を満たしていると思われるので、御審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より、農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより、質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

それではただいまより、農用地利用集積計画案についてを取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、利用権設定の推進についてということで、説明をお願いします。

(農政課)

はい。

利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いいたしております。

満期到来処分については、該当する推進の過程リストを渡しておりますので、相談等を受けた場合は、御助言のほどよろしく願いいたします。

また今回の利用権設定用紙の提出締切りは、3月15日水曜日といたします。

書類の提出については農政課または各振興局にありますので、御助言のほどよろしく願いいたします。

なお、契約、設定用紙が必要な場合は、お届けいたしますので、その都度連絡をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上となります。

(会長)

はい。

今月の締切りは3月15日水曜日となっておりますので、よろしく願いします。

続きまして農用地利用促進計画案について、農政課説明をお願いします。

(農政課)

農政課の首藤です。よろしく願いいたします。

御手元の農用地利用促進計画案に沿って説明させていただきます。

めくったところが集計表となっておりますので、後から御覧ください。

今月の案件は、令和5年5月1日開始分の13件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、契約更新で登記地目田、8筆1万1000、6平方メートル、契約期間6年のもの、新規で登記地目田1筆897平方メートル、更新で登記地目田4筆5755平方メートル。

以上合計 13 筆面積が 1 万 7658 平方メートルとなっています。

詳細につきましては、農用地貸付け調書を添付しておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より、農用地利用促進計画案についての説明がございました。

どなたか意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

ないようですので取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用推進、利用促進計画案について、特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

農用地利用促進計画案についての意見は特になしということとします。

続きまして、佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを審議いたします。

除外申請 1 番より事務局の説明の後、荒木推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

案件番号 1 番について説明をいたします。

お配りしている地図の 1 ページを御覧ください。

申請者、土地所有者は、高齢のため、農作業に支障があり、管理するのが困難になってきており、土地利用者は、住宅の建築を考えて土地を探しているが、金銭面で折り合いがつかないなど、よい土地がよい土地が見つからないため、申請地を住宅用地として有効利用したいと考えました。

申請地では、木造平屋建て、建築面積 114.27 平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は、現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水処理及び生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は水路に放流します。

水、申請地は、第 1 種農地に当たり、第 1 種農地の転用は原則として許可することが出来ない定められており、例外的に許可をすることができる場合も定められています。

本申請の住宅用地としての利用は、住宅その他申請に関わる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活所、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置される例外的な許可に該当するため、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われま

す。事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして荒木推進委員さんお願いします。

(荒木推進委員)

はい、事務局の説明のとおり、第1種農地であります。住宅がもう既に周辺にしまつて、接続した上状況の土地でありますので、特に問題ないかと思ひます。

以上です。

(会長)

はい、担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは除外申請1番についてこれより意見等を求めたいと思ひます。

どなたかございましたら、挙手をもつてお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思ひます。

除外申請1番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思ひます。

はい、全員賛成ということで、除外申請1番についての意見は特になしとします。

続きまして除外申請、2番、事務局の説明。

お願いしますが、稗田推進委員さんが欠席のため、推進委員の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい、案件番号2番について説明いたします。

お配りしている地図の2ページを御覧ください。

申請地は、茶畑として利用していますが、周辺の3山林により、日照時間が短く、畑としての利用が不向きになってきたことから、申請者が杉を植林して、林地として有効か利用したいと考えました。

申請地の北側と東側河川、西側山林、南側市道のため日照、通風の被害はないと思われまふ。

申請地は、第2種農地に当たり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、定員の見込みがあると思われまふ。

なお、申請地の一部は、既に杉を植林しているため、転用に追認許可、一部の追認許可申請が必要と思われまふ。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、一部、杉が植林していますが、1筆の農地のほとんどが茶畑として利用しており、植林することについては特に問題ない旨の検証をいただけてまふ。

以上です。

(会長)

はい。

担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは除外申請2番についてこれより意見等を求めたいと思ひます。

どなたかございましたら、挙手をもつてお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思ひます。

除外申請2番について、特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思ひます。

はい。

全員賛成ということで、除外申請についての意見は特になしとします。

続きまして除外申請3番についてですが、本日、担当推進委員さんが欠席のため、事務局からの説明及び担当推進委員の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい、案件番号3番について説明いたします。

お配りしている地図の3ページを御覧ください。

申請者は、高齢であり、耕作及び管理が困難なため、太陽光発電施設用地として有効利用したいと考えました。

申請地では、土地利用者である法人が268枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず、僅かに設置した後、パネルを設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

申請地は、第2種農地に当たり、除外をなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われます。

事務局の説明は以上です。

担当推進委員さんからは、大変、今回の、太陽光の発電施設としての有効利用したいということで、大変よいことだと思います。

申請地のほうは、山奥に位置し、今遊休農地になってますけども、あれなくてよい。

ということで、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です

(会長)。

はい。

担当推進委員さんからも特に問題ないとの意見がございました。

それでは除外申請3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

除外申請3番について、特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、除外申請3番についての意見は特になしとします。

続きまして除外申請4番についてです。

本日担当推進委員さんが欠席のため、事務局から説明及び担当推進委員さんの意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい。

案件番号4番について説明いたします。

お配りしている地図の4ページを御覧ください。

申請者は、高齢であり、耕作及び、管理が困難なため、太陽光発電施設用地として有効利用したいと考えました。

申請地では、土地利用者である法人が 288 枚の太陽光パネルを設置します。
盛土等の造成工事は行わず、僅かに設置した後、パネルを設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはない
と思われます。

また、雨水は自然浸透します。

申請地は、第 2 種農地に当たり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがある
と思われます。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい、担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは適用除外申請 4 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

除外申請 4 番について、特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。はい、
全員賛成ということで、除外申請 4 番について、意見は特になしとします。

続きまして除外申請 5 番について、本日、担当推進委員さんが欠席のために、事務局から説明の後、担
当推進委員さんの意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい、案件番号 5 番について説明いたします。

お配りしている地図の 5 ページを御覧ください。

申請地は、今後耕作する予定がなく、自宅と作業場に近く、道路に面しており、利便性もよいため、倉
庫用地として有効利用したいと考えまして、考えました。

なお申請地は、申請者が土地造成かさ上げを行っている状況です。

申請地では、木造平屋建て、建築面積 88 平方メートルの倉庫を建築します。

造成工事は、進入同様のスロープ設置以外は、現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはな
いと思われます。

申請地は、第 3 種農地に当たり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがある
と思われます。

なお申請地は、申請者が既に土地造成かさ上げを行っているため、転用には追認許可申請が必要と思わ
れます。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、現申請者の現状は残念ではありますが、そう、残念ではありますが、総合的に
判断して、除外相当、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

(会長)

はい、担当推進委員さんから現状には残念であるけれども、除外には問題なしとの意見がございました。

それでは、除外申請 5 番について、これより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いします。

ございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

除外申請 5 番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、除外申請 4 番についての意見は特になしとします。

それでは、取りまとめたいと思います。

佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見は 5 件、いずれも特になしとします。

続きまして非農地証明願についてを審議いたします。

1 番について事務局の説明のあった笠村推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はいそれでは非農地証明願 1 番の説明をします。

申請地の調査は、2 月 14 日に担当区の笠村推進委員と事務局 2 名で実施しました。

申請地は佐伯市大字戸穴の 2 筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、前所有者が、昭和 42 年に相続する以前から、本土地周辺の土地は住宅地として利用されております。

現在、234-3 は、建物があり、住居として利用されておりますが、建物ない 232-1 は、昭和 30 年代に建築された隣接建物の敷地の一部として駐車場や物置小屋敷地として一体的に利用されてきたと聞いております。

現況はスクリーンに映し出しているとおり、建物はありませんが、簡易舗装がされており、この土地を農地に復元するのは、経済的損失を考慮すれば、困難な状況です。

よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当します。

審議のほどよろしくをお願いします。

(会長)

はい。

続きまして笠村推進委員さんお願いします。

(笠村推進委員)

はい。

全く問題ないと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より1番の非農地証明願の説明及び担当推進委員さんからの特に問題なしとの意見がございました。

これより、意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい、ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員、賛成ということで承認したいと思います。

続きまして2番について事務局説明の後、笠村推進委員さんをお願いします。

(事務局)

はい、それでは非農地証明願2番の説明をします。

今回申請地の調査は、2月14日に担当区の笠村推進委員と事務局2名で実施しました。

申請地は佐伯市大字戸穴の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、所有者が現住所に引っ越したことにより、畑に手を入れる時間がなくなり、長時間放置されるため、山林化しております。

現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われます。

よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

審議のほどよろしくをお願いします。

(会長)

はい。

続きまして笠村推進委員さんをお願いします。

(笠村推進委員)

はい。

写真のとおり、全く問題ないと思われます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より、2番の非農地証明願の説明、及び推進委員さんから特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとのことなので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、3番についてですが、事務局の説明の後、埴田委員から意見をお願いいたします。

(事務局)

はい、それでは非農地証明願3番の説明をします。

今回、申請地の調査は、2月28日に埴田副会長、小野農業委員と、事務局1名で実施しました。

申請地は佐伯市大字木立の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、現所有者が平成24年に相続していますが、前所有者が高齢で長期間放置されたため、山林化しております。

現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われます。

よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

なお、埴田副会長に現地確認の上、特に問題はないということで、検証いただいておりますが、審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

埴田委員のほう、意見書ということですから、本人が来ております、おりますので、

(埴田委員)

28日に現地調査を行いました結果、写真のとおり、山林化しておりますので、何ら問題ありません。

(会長)

ただいま事務局より3番の非農地証明願の説明、及び埴田委員からの、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので取りまとめたいと思いますそれでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで承認したいと思います。

非農地証明願の3件につきましては、承認したいと思います。

続きまして、佐伯市農業委員会が定める下限面積の廃止について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。

お手元の資料の佐農委示第何号っていう、この2枚の分ですね。

こちらのほうの資料を御覧ください。

この分はですね、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されま

す。

そこで農地関連法が改正され、農地法の下限面積要件がなくなります。

それに伴いまして、県からですね、各市町村が、各市町村農業委員会が定める別段面積、下限面積について、もう3月31日までに、告示の廃止の手続きを行ってくださいという指示が来ておりますので、今、総会にかける次第でございます。

一応案としては御手元の資料と、別添2、平成21年、佐農委告示第27号、平成21年12月15日のこの公告があります。

昨年ですね、0.1アールの下限面積の変更を行いましたが、手続上、大元の告示を消す、作業となりますので、この佐農委告示第27号を廃止するような形になります。

事務局の説明は以上です。

よろしく願いいたします。

(会長)

ただいま事務局から説明がございました。

農地法の一部改正に伴い、農地の権利取得に当たっての下限面積が廃止されることになったものです。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ございませんか。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。それでは佐伯市農業委員会が定める、下限面積の廃止について特に意見なしということで賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、本件を廃止します。

続きまして令和4年度農地利用最適化交付金改正に伴う佐伯市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針、案について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。

それでは御手元二つの資料になります。カラーで赤字で、右上に改正案、右、に現行って書いております。

これはですね、今年度最適化交付金の改正がありました。

それで農業委員会の評価の方法とか、そういう要綱ががらっと変わりましたので、県のほうから、各市町村の農業委員会に、今の交付金要綱要領に耐えられるよ、各農業委員会は、文章だけでも、文章だけでいいから、その指針の内容を盛り込んで、今の分に盛り込んでくださいというような指示が来ましたので、それを盛り込んだ案でございます。

そしたら改正案というので、一応説明をしたいと思います。

1番で基本的な考え方っていうところが大部分に、赤字が多くあります。

この赤字の部分については、農業経営基盤改正の地域計画、だとか、改正基盤法の条項、だとか、そういった内容が盛り込まれております。

そこが1ページの内容になります。

続きまして、2ページのほうになるんですが、2ページの表については、目標が令和6年3月、この表につきましては、もう、今度、その時期になったら見直せばいいということで、そのままにしております。

元号の修正はさせていただきました。

続きまして3ページです。

3ページの上の大まかな(3)遊休農地の発生防止解消の評価方法、これが、とにかく解消の評価方法っていうのが、新たに追加されたこととなります。

それが担い手の4ページ、5ページ、新規参入の評価方法だとか、集積集約の評価方法というのが、要綱に定められた関係上、それが新たに追加となっております。

運営委員会でこの分を諮らせていただきました御相談させていただきました。

そのあと、微妙な文言も、一応、修正はいたしました。また再度ですね、この大筋の案を認めていただければ、また、若干の修正は、事務局のほうで、一任をいただければと思います。

すいません早口ですけど、説明は以上です。

(会長)

はい。

ただいま、事務局からの説明がございました。

今年度から改正された最適化交付金にあわせ、文言等の追加したものとなっております。

数値部分については現行のままとし、国県の見直しに合わせていくとのことでした。

これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。

はい。

三又委員。

(三又委員)

事務局にお尋ねしますが、結局どの辺がどう、1番変わるつちゅう点だけ教えてください。

(会長)

はい。

事務局。

(事務局)

大きく変わるところは第1基本的な考え方の経営基盤強化促進法で、地域計画をつくって行って、10年後の農地、各様な集落、人農地プランをつくったところに対して地域計画をつくっていくよ、そこに農業委員会は、目標地図をお手伝いするよっていうところが、大きく変わったところかと思います。以上です。

(会長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは令和4年度農地利用最適化交付金改正に伴う佐伯市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで承認します。

これにて全ての議案が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして令和5年第3回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆さんお疲れさまでした。